

ウォーターPPP導入可能性調査業務委託事業 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

ウォーターPPP導入可能性調査業務委託事業

(2) 業務内容

別紙「ウォーターPPP導入可能性調査業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から2027年3月15日（月）

中間報告として、2026年11月末までにVFM試算および事業スキーム案の概略結果を要する。

(4) 提案上限額

本業務における提案上限額は40,040,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

2 担当部署

(1) 本業務のプロポーザル実務担当は、次のとおりとする。

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244番地の1

真鶴町都市基盤課上下水道経営係 担当：中村

電話：0465-68-1131(内2372)

Eメール：kib_jogesuidokeiei@town.manazuru.kanagawa.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 真鶴町暴力団排除条例（平成 23 年真鶴町条例第 8 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していない者であること。
- (6) 国税、地方税及び町税等に滞納がない者であること。
- (7) 過去 10 年間（2016 年度から 2025 年度まで）に、次に掲げるいずれかの業務について、完了した実績を有すること。
 - ア 国または地方公共団体が発注する水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務。
 - イ 国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務。
 - ウ 国または地方公共団体が発注する水道事業または下水道事業の経営戦略策定に関する業務。
- (8) 本業務を円滑に遂行できるよう、管理技術者及び照査技術者には上下水道分野における導入可能性調査の業務経験を有する技術士（上下水道部門）の有資格者を配置できること。なお、管理技術者、照査技術者および担当技術者は兼務することができない。
 - ア 管理技術者
本業務の管理及び統括等を行う責任者とし、技術士（上下水道部門）の資格を有し、かつ受注者と直接の雇用関係にある者とする。なお、過去 10 年間に、国または地方公共団体が発注する水道事業または下水道事業いずれかの包括的な官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に従事した経験を有することが望ましい。
 - イ 照査技術者
成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、管理技術者と同等の資格を有し、かつ受注者と直接の雇用関係にある者であること。なお、上下水道分野の専門的知見を有する観点から、技術士（上下水道部門）の資格を有することが望ましい。
 - ウ 担当技術者
本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有し、直接雇用している者。
- (9) VFM検討等の業務を円滑に遂行するため、少なくとも水道事業または下水道事業に精通した公認会計士、または経営戦略策定実績のある者を配置すること。

4 実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。また、都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公告・受付開始	2026年5月18日（月）
質問書の受付期間	2026年5月18日（月）から2026年5月28日（木） 午後5時まで
質問への回答	2026年6月1日（月）
参加表明書の受付期間	2026年5月18日（月）から2026年6月5日（金） 午後5時まで
参加表明書の受付締切	2026年6月5日（金）午後5時まで
参加表明資格審査確認の通知	2026年6月12日（金）
企画提案書提出期間	2026年6月12日（金）から2026年6月29日（月） 午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	2026年7月3日（金）
審査結果通知	2026年7月7日（火）
契約締結	2026年7月中旬頃

5 実施要領等の入手方法

(1) 配布日時

2026年5月18日（月）から

(2) 配布方法

実施要領等は、真鶴町ホームページからダウンロードして入手すること。

ア 公募型プロポーザル実施要領（各種様式あり）

イ 仕様書

6 参加表明書等の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次による参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式） 正本1部

イ 会社概要（任意様式） 正本1部

ウ 業務実績（第3号様式） 正本1部

エ 配置予定技術者の経歴等（第4号様式） 正本1部

(2) 提出方法

郵送又は持参に限る。なお、発注者は郵便事故等いかなるトラブルでも一切の責任を負わない。

(持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前9時00分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。)

(3) 提出先

2(1)記載の実務担当まで提出すること。

(4) 提出期間

2026年5月18日(月)から2026年6月5日(金)午後5時まで

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

2026年5月18日(月)から2026年5月28日(木)午後5時まで

(2) 提出場所及び提出方法

質問書(第1号様式)に質問内容を簡潔にまとめて、件名を「ウォーターPPP導入可能性調査業務委託事業に関する質問」と明記の上、2(1)記載のアドレス宛に提出すること。なお、質問書による質問以外は受け付けない。

(3) 回答期限及び回答方法

2026年6月1日(月)までに、真鶴町ホームページに掲載する。

8 参加資格審査確認の通知

参加資格審査の結果については、2026年6月12日(金)に参加表明書記載のEメールアドレス宛に通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式 A4)

イ 見積書及び見積内訳書(任意様式 A4)

(2) 書類作成の留意事項

企画提案書を作成するにあたっては、次の事項を遵守すること。

ア 構成および様式

企画提案書の様式は任意とするが、以下の区分に従い、簡潔かつ明瞭に記載すること。

区分1：業務実績に関すること

過去10年間に完了した同種分野（上下水道等の官民連携導入調査）又は類似業務の実績。

（第3号様式）に記載した業務実績を、1件につきA4判1枚以内にまとめること。

区分2：業務実施計画に関すること

（ア）実施方針：本業務の背景（ヒト・モノ・カネの課題）に関する理解と基本方針。

（イ）工程計画：スケジュールの実効性と効率的な進行管理手法。

（ウ）実施体制：具体的な人員配置と作業分担。

区分3：仕様書の各業務に関する実施方法

（ア）官民連携スキーム詳細検討：課題整理手法および論点の抽出方法。

（イ）財政効果（VFM）の検討：具体的な試算アプローチ。

（ウ）民間企業の意向調査：サウンディング調査の考え方と実施手法。

イ 枚数制限

企画提案書の本体は、表紙および目次を除き15ページ以内とする。

ただし、区分1業務実績、配置予定技術者の経歴（第4号様式）、見積書類はページ制限に含まない。

ウ 書式および表記

用紙は原則としてA4判の両面使用とし、各ページ下部中央に通し番号（ページを印字すること。

文字サイズは、注記等を除き原則として11ポイント以上とすること。

記載内容は、図表等を用いて分かりやすく表現し、専門用語を多用せず、平易な表現に努めること。

エ 見積書類

「見積書及び見積内訳書」を作成すること。

見積額は、本業務の提案上限額（40,040,000円）を超えてはならない。

なお、見積にあたっては、原則として別表2「本委託内訳書」を参考とするが、内容が網羅されていれば当該内訳によらない見積を妨げるものではない。

オ 電子データの提出

紙媒体の提出書類とは別に、一式を PDF データとして作成し、CD-R 等の媒体に格納して提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

(4) 提出方法

郵送又は持参に限る。なお、発注者は郵便事故等いかなるトラブルでも一切の責任を負わない。

(持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前9時00分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。)

(5) 提出先

2(1)記載の実務担当まで提出すること。

(6) 提出期間

2026年6月12日(金)から2026年6月29日(月)午後5時まで

(7) 企画提案等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案等を無効とする。

ア 提出期間を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 委員会に参加しない場合

エ 不正行為が認められた場合

オ 提案限度額を超えた場合

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(8) 辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、辞退届(第5号様式)を提出すること。なお、参加表明書等の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合についても同様式を提出するものとする。

10 契約候補者の選定方法等

本業務の審査は、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託事業事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- (1) 委員会は、非公開とする。
- (2) 審査は、企画提案書の内容に基づき、別表1により行う。
- (3) 審査
 - ア 日時 2026年7月3日(金)
※時間については追って連絡いたします。
 - イ 場所 真鶴町役場車庫上会議室
 - ウ 審査項目 (2)の全項目について、評価基準にて審査を行う。
- (4) 審査結果はメールで参加事業者全員に通知を行い、ホームページにて公表する。
ただし、結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- (5) 審査方法
 - ア プレゼンテーションは、自由形式とし、提案書の説明、表現を補足する追加説明とし、その後、選定委員会の委員によるヒアリングを実施する。
 - イ 時間は1者につき30分程度とし、説明時間を20分、ヒアリング(質疑応答)は10分程度を目途に実施する。
 - ウ プロジェクター、スクリーン等は発注者において用意するので、使用する場合は企画提案書の提出時に担当部署へ申し出ること。なお、プレゼンテーションに必要なPCなどのデバイスは提案者にて用意するものとし、接続ケーブルなどの互換性について併せて確認すること。
 - エ プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。
 - カ 説明は提出された企画提案書に基づき実施するものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持ち込みは控えること。
 - キ 質疑に対する応答はプレゼンテーション内で行い、持ち帰りはしないこと。

11 その他

- (1) 企画提案等の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- (2) 提出期間内に企画書・見積書を提出した業者数が1者の場合も実施します。
- (3) 企画提案の提出は、1者につき1案とします。

別表1：プレゼンテーションの評価

技術審査項目		審査の視点	配点
実務体制・実績	会社の同種業務実績	過去10年間のPPP/PFI調査実績。	10
	業務実施体制の専門性と実効性	1 管理技術者が同種の官民連携調査を元請として完遂した実績を有し、円滑な進行管理が期待できるか。 2 担当技術者が、実務（データ分析やサウンディング等）の具体的な遂行経験があるか。 3 公認会計士、または経営戦略策定実績があるものがあるか。	20
業務理解・提案	課題認識の深さ	本町が直面する「ヒト・モノ・カネ」の危機を正確に捉え、分析しているか。	5
	VFM算定の論理	官営継続と民間活用でかかる費用の試算に必要な作業内容や方針が具体的に示されているか。	10
	市場調査の工夫	調査内容や方針が具体的に示されており、調査方法や対象事業者数が的確な内容となっているか。	10
	ロードマップ実効性	業務期間内のスケジュールが目標達成に対して的確であり、本事業の目的の達成を理解した工程になっているか。	10
支援能力	平易かつ論理的な説明能力	専門用語を排し、複雑な業務工程を平易に解説することで、関係者の合意形成を促す工夫があるか。	10
	伴走型支援	本業務を通じて専門知見をへ所管課へ共有し、密な連携によって課題を解決する具体的体制があるか	5
	本町への貢献意欲	本町の事業持続性を確保するため、地域特性を理解し、主体的に課題解決に取り組む姿勢があるか。	5
	説明資料の質	企画提案書の内容が読んだ時に「これなら納得できる」と思える平易な資料になっているか。	5
価格点	見積書	提案に対し、コストが適正であるか ※最低見積価格/当該業者の見積価格×10点。なお、小数点以下の端数は、切り捨てとする。	10

別表2：本委託内訳書

本 委 託 内 訳 書							(単位:円)
費目	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務費							
	基礎資料の収集整理・現状把握及び課題の整理		日				
	基本方針及び事業スキーム・条件の検討		日				
	実施方針等書類の骨子作成		日				
	民間企業の意向調査		日				
	導入効果の検証(VFMの算定)		日				
	モニタリング体制及び方法の検討		日				
	報告書の作成		日				
	打合せ協議		日				
	照査		日				
小計							
諸経費							
	一般管理、諸経費(旅費交通費等)						
税抜合計							
消費税相当額							
税込合計							